

学校施設整備指針改正案のポイント

- | | | |
|----------|-----------------|------------|
| ○：津波対策関係 | ●：避難所としての防災機能関係 | ◎：津波・避難所共通 |
| ◇：老朽化対策 | ◆：非構造部材の耐震対策 | △：法改正等の対応 |

第1章 総則

- 学校施設が、津波等による被害が予測される地域に立地する場合は、周辺の高台等への避難経路の確保や校舎等の屋上等への避難経路の確保について検討した上で、それが困難な場合には、高台移転、高層化を検討し、実施することが重要。
- 屋上等への避難を想定する場合は、当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないことが重要。
- 避難所となる場合には、想定避難者数や、災害種別のリスクを考慮し、防災担当部局と連携して、避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用を踏まえ計画。また、教育活動の早期再開が可能となるよう計画することが重要。
- ◎学校施設の防災対策は、運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施。
- ◎施設自体が防災教育の教材として活用されるよう、災害の危険性の意識づけを考慮して計画。
- 断熱化や再生可能エネルギーの導入等は、災害時に避難所となる場合も有効。
- 他の学校や公共施設との間で、避難所としての防災機能を分担することも有効。
- ◇改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修を積極的に取り入れていくことが重要。
- 複合化等による地域コミュニティ拠点としての整備は、地域コミュニティや地域防災力の強化にも有効。

第2章 施設計画

- 津波等対策のために高層化する場合には、他の公共施設と複合化することも有効。
- 緊急避難場所である高台等までの避難経路が短縮されるように門を設置することも有効。

第3章 平面計画

- 避難所となる場合は、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画。
避難所としての施設利用計画の策定に当たっては、要配慮者の専用スペースを計画することが重要。
- 高台等や校舎等の屋上等までの避難経路を短縮するよう計画することも有効。
- 屋上や上層階の緊急避難場所は、想定される津波等の水位以上の高さとするのが重要。また、上層階を津波からの緊急避難場所とする場合も、屋上への避難階段を整備することが望ましい。
- ◎津波等災害時に屋内運動場を緊急避難場所や避難所として利用するため、上層階に計画することも有効。その場合は、日常の教育活動に支障を生じない動線計画とすることが重要。
- 障害のある児童生徒、教職員や、高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を計画することが重要。
- ◎必要に応じ、備蓄倉庫を併設。備蓄倉庫を整備する場合は、防災担当部局と連携し、想定される災害に対して安全な場所に、必要な空間を確保することが重要。

第4章 各室計画

- 高齢者、障害者用の便器、手すり等を設置した便所を、一般の便所内あるいは適当な位置に確保。
- 災害時に便器が使用できなくなることや、不足することも考慮し、マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ、必要な数を確保することが重要。
- △階段は、児童が安全に昇降することができるよう、段差の寸法や手すりの設置、床面の素材などに配慮することが重要。

第5章 詳細設計

- 内装木質化は、避難所となった場合の温熱環境の確保の観点からも望ましい。
- 窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効。
- ◎高齢者、障害者を含む多様な地域住民の利用も踏まえ、二段手すりを整備することも有効。

第6章 屋外計画

- 屋外の避難路は、避難を踏まえた安全な幅、形状とし、また、滑りにくい仕上げとすることが重要。
- 津波等災害時の緊急避難場所への避難路は、階段ではなくスロープとすることが望ましい。この場合に、車いす利用者を周囲の助けにより押し上げることを前提とした勾配とすることが望ましい。
- 階段等の上り口は、滞留が生じないよう十分な面積を確保することが望ましい。
- 避難所となる場合には、断水時の便所の利用を考慮し、マンホールトイレを整備することも有効
- プールは、災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効。
- ◎緊急避難場所又は避難所である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図等を設置することが重要。

第7章 構造設計

- 屋上等に避難する場合には、当該建物が津波等による水圧等により、損壊等構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要。
- ◆天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要。

第8章 設備設計

- 避難所として必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるよう、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、便所など、代替手段も含めた対策を講じることが重要。
- 自家用発電設備や可搬式発電機を用いて屋内照明を点灯させるために配線を工夫することが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効。
- 避難所の居住スペースとなる部分においては、調光付きの照明とすることも有効。
- 屋外の避難路については、停電時でも安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。
- 避難所となる場合には、停電に備え、自家発電設備を整備することも有効。受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要。
- 太陽光発電設備を整備する場合には、自立運転機能及び蓄電機能を備えておくことが望ましい。
- ◎停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが有効。
- ◎防災行政無線の受信装置を整備することが重要。また、相互通信が可能な防災行政無線設備等の整備が有効。津波等の災害により孤立する可能性がある場合は、情報通信機器を持ち出せるようにしておくことが需要。
- 避難所となる場合には、特設公衆電話等の避難所の情報通信環境を整備することが重要。
- ◎受水槽、高架水槽等は、災害時の利用も考慮して整備することが有効。
- 消防用水や生活用水として、雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは有効。
- 特別支援学級関係室等は、冷暖房設備を設置。避難所開設時には、冷暖房を設置した室を、要配慮者の専用スペースとすることも有効。また、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置が有効。

第9章 防犯計画

- ◎避難経路に設ける出入口は、通常の施錠管理を行うとともに、非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要。